

## 関西「文化の道」事業人形浄瑠璃等をテーマとした 地域活性化の研究・発表業務委託に係る企画提案募集要項

関西広域連合「文化の道」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、文化庁平成26年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）を受けて実施する「関西『文化の道』事業 人形浄瑠璃等をテーマとした地域活性化の研究・発表業務」（以下、「本業務」という。）についての提案を募集しますので、参加を希望する事業者（以下、「事業者」という。）は以下の項目に従いご応募ください。

### 1 業務概要

#### (1) 趣旨

本業務では、関西共通の伝統文化である人形浄瑠璃等をテーマとして「地域づくりと伝統文化の関係性」について、資料に基づく調査及び現地取材を実施し、事業結果を取りまとめ、関係自治体や各保存会等の関係者、全国の地域伝統と地域づくりに関心を持つ方々に発信する。

その中で、地域活性化に繋がる人づくり・コミュニティ形成を促し、伝統文化を活用した地域活性化についての理解を深め、地域の魅力発信の質の向上に資することを目的とする。

#### (2) 業務名

関西「文化の道」事業「人形浄瑠璃等をテーマとした地域活性化の研究・発表」業務

#### (3) 業務の内容

2 業務仕様に記載のとおり。

#### (4) 事業主体

関西広域連合「文化の道」実行委員会

#### (5) 委託期間

契約締結の日から平成27年3月17日（火）まで

#### (6) 委託金額の上限額

金 8,324,840円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 業務仕様

#### (1) 業務工程

##### ①計画（工程計画の作成）と準備（研究方針の決定）

業務全体の工程計画及び研究方針を検討し、決定する。

##### ②地域の伝統文化と地域で取り組む方々の実態把握と分析

資料等に基づき、関西各地の人形浄瑠璃をはじめとする地域の伝統文化とそれに取り組む方々の実態を把握し、そのうち7つ地域において伝統文化と地域づくりの関係性を分析すること。

##### ③現地ヒアリング

「②実態把握と分析」の対象となった地域から、更に適切な地域を3ヶ所選定し、現地において関係者からヒアリングを実施し、より深く地域を把握・分析すること。

##### ④地域の伝統文化と地域づくりの関係と仕組みの検討

「②実態把握と分析」及び「③現地ヒアリング」の結果に基づき、人形浄瑠璃をはじめとする地域の伝統文化と地域の方々との関係性を踏まえ、今後の地域づくりや伝統文化

の継承・発展に係る地域の取り組みを整理し、今後のよりよい在り方を提案すること。

#### ⑤冊子作成

本業務の調査・研究結果を取りまとめ、地域の伝統文化とその取り組みを掲載し、伝統文化と地域の魅力を伝えることを目的とした冊子を作成すること。

#### ⑥シンポジウムの開催

本業務の調査・研究結果を踏まえ、地域の伝統文化を活用した地域づくりをテーマとしたシンポジウムを開催すること。

### (2) 業務仕様（補足）

- ・「(1)①計画と準備」については、3(1)に記載する企画提案書とは別に受託者の決定後、実行委員会との協議により作成すること。
- ・「(1)③現地ヒアリング」については、その対象となる地域の選定については、実行委員会の承認を経て決定すること。
- ・「(1)⑤冊子作成」については、発行部数を1,000部とする。なお、掲載内容は現地ヒアリングを実施する3ヶ所を含む、計7ヶ所の地域とし、カラー写真を掲載するなどし、地域の魅力を伝えること。なお、冊子のサイズ・ページ数については、別途実行委員会との協議により決定すること。
- ・「(1)⑥シンポジウムの開催」については、出演者や進行等の全体コーディネートのほか、会場借り上げ、チラシ作成などの広報についても実施すること。

### 3 応募書類

応募書類はA4サイズとし、次の(1)企画提案書が5枚以内（表紙を除く）、(2)事業実績書が4枚以内（既存パンフレットを添付する場合には枚数に含めない）、(3)見積書が2枚以内とする。

#### (1) 企画提案書

2 業務仕様(1)①から⑥に記載する業務（④を除く。）について、企画提案書として作成すること。なお、企画提案書の作成にあたっては、次の事項を記載すること。

- ・本業務の実施に係る実施体制（業務責任者、業務担当者、各者の経歴等）
- ・2業務仕様(1)②及び③における地域の選定における必要材料及び判断基準。なお、関西の人形浄瑠璃等が行われている地域の選定については、企画提案の段階において選定する必要はない。ただし、企画提案書での例示として選定することを妨げない。
- ・2業務仕様(1)③現地ヒアリングにおける実施手法（ヒアリングの日程及び体制、ヒアリング対象者、目的等）
- ・2業務仕様(1)⑤冊子作成における編集方針、作業スケジュール、台割案等
- ・2業務仕様(1)⑥シンポジウムの開催における開催趣旨、時期、場所（会場）、パネラー案等

#### (2) 事業実績書

任意の地域の方々の繋がりや取り組みについて、地域づくりの観点から、そのよりよい在り方を分析し、また、提案するなどした過去の実績について、事業実績書として作成すること。

#### (3) 見積書

見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

#### 4 応募に関する内容等

##### (1) 応募に必要な参加資格

次の各号に定める内容を全て満たすこと。

ア 関西広域連合を構成する2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県。以下「構成府県」という。）内に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者であって、今まで本件と同種業務を実施した実績（受託を含む）があり、業務手法に精通していること。

イ 構成府県及び京都市、大阪市、神戸市、堺市（以下、「構成団体」という。）の税金を完納していること。また、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 申請日現在において、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者

(イ) 構成団体の入札参加停止に関する規定等に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同規定等に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(ロ) 構成団体の暴力団等排除に関する条例等に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同条例等に掲げる措置要件に該当すると認められる者 ※契約の際に、暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出していただきます。

(ハ) 構成団体との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までの間に当該請求に係る損害賠償金を納付した場合を除く。）

カ 企画提案書の提出の日から審査結果の公表の日までの期間について、構成団体の入札参加停止に関する規定に基づき入札参加停止の措置を受けていない者

##### (2) 応募の手続

###### ア 参加の表明

本提案募集に参加を希望される場合は、平成26年6月30日(月)午後5時までに、参加意向申出書に必要事項を記入の上、メールまたはFAXで連絡すること。

###### イ 提案作成に関する質疑

平成26年6月23日(月)午後5時まで、メールまたはFAXにて本提案募集について質問を受け付ける。（様式は任意であるが、件名は『関西「文化の道」事業人形浄

瑠璃等をテーマとした地域活性化の研究・発表業務委託に係る質問』とすること。また、質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載すること。なお、企画提案書の審査に係る質問、人形浄瑠璃等の地域の伝統文化に係る質問には回答できない。回答日時及び方法は随時、質問者に対し電子メール又はFAX等により回答する。）

ウ 企画提案書等の提出期限・提出先

平成26年7月7日(月)午後5時まで(必着)に、関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局(京都府文化政策課)に、3(1)～(3)に記載する応募書類等を各25部(正本1部、副本24部)持参または書留で郵送すること。

## 5 審査の方法

### (1) 審査方針

応募書類の審査は、提出された書面により、「実行委員会」が設置する選定委員会が行う。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査・選定し、最優秀提案者を決定する。選定委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

<審査基準>

- ① 企画提案書 . . . . . 50点
  - 計画(工程計画の作成)と準備(研究方針の決定) . . . (10点)
  - 地域の伝統文化と地域で取り組む方々の実態把握と分析 . (10点)
  - 現地ヒアリング . . . . . (10点)
  - 冊子作成 . . . . . (10点)
  - シンポジウム . . . . . (10点)
- ② 事業実績書 . . . . . 40点
  - 地域の方々の繋がりや取り組みの分析実績 . . . . . (10点)
  - 現地での地域づくりへの取り組み実績 . . . . . (10点)
  - 地域の方々の繋がりや取り組みへの提案実績 . . . . . (10点)
  - 事業の概要、実績等(既存パンフレット等でも可) . . . . (10点)
- ③ 見積書 . . . . . 10点

### (2) 審査(選定)方法

上記の審査基準に基づいて審査を実施し、その総合評価により、最も優秀な提案を選定する。

### (3) 審査結果

審査結果については、最優秀提案者を選定し、契約交渉の相手方を決定後、企画提案公募に応募された全ての応募者に、それぞれの審査結果を通知する。

### (4) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格(選定対象からの除外)とする。

- ア 企画提案公募参加資格に該当しない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2案以上の企画提案をした場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

### (5) 提案者が一者であった場合の取扱い

提案者が一者であった場合についても、その提案内容を選定委員会において審査した上で、

採否を決定する。

## 6 契約に関する基本的事項

### (1) 契約締結までのスケジュール

本業務契約の特定後、速やかに契約を締結する。

相手方の特定を受けた者は、契約に先立ち、構成団体の納税証明書及び税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書を提出すること。

契約書に貼付する収入印紙は2部とも相手方の特定を受けた者の負担とする。

### (2) 契約保証金 免除

### (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て関西広域連合「文化の道」実行委員会に帰属するものとする。

## 7 その他

提出された提案については、関西広域連合「文化の道」実行委員会において審査の上、採用の有無を連絡する。ただし、採用された場合でも、提案内容の全ての実施を約束するものではなく、また、提案内容の一部を変更して実施する場合がある。

また、企画提案書提出に関する経費（提出書類作成や提出に要する経費、ヒアリングを実施する場合に要する経費を含む）は、一切参加者の負担とする。

※提出された書類については返却しない。また、必要に応じヒアリングを実施することがある。実施する際には、対象者にその日時、場所を別途連絡する（ヒアリング実施の場合、大阪市内または京都市内を予定）。

## 8 問い合わせ先及び提出先

関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局（関西広域連合広域観光・文化振興局文化課）  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化環境部文化政策課内

電話 075-414-4239 FAX 075-414-4223

メール [bunsei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunsei@pref.kyoto.lg.jp)